

よもぎた 議会だより

傍聴しませんか
次定例会
3月5～8日開催予定

第216号(令和6年2月6日発行)



避難所運営のデモンストレーション 1月23日

蓬田中学校1年生24名、中沢自治会から7名、消防団第1分団3名が参加し、防災士の方から災害への具体的な備えや避難所開設運営などについて講演を聞きました。また、避難者の受付や避難スペースの設営体験を通して体験しておくことの大切さも学びました。

目次

- 議長 年頭の挨拶・・・・・・・・・・P 2
- 12月議会で何が決まったの・・・・・・・・P 3
- 7議員の一般質問(あなたの声を村政に)・・・P 4
- ホタテへい死の状況は(行政視察)・・・P18
- 職員の期末手当等引き上げ(第7回臨時会)・・・P19
- 非課税世帯に7万円(第8回臨時会)・・・P20

U R L <https://www.vill.yomogita.lg.jp/sonsei/gikai/>
E-mail yomo-gikai01@vill.yomogita.lg.jp

●発行/青森県蓬田村議会 ●編集/議会広報編集委員会 〒030-1211 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3/TEL 0174-27-2111



■ 年頭の挨拶 ■

議員一丸となって村民の期待に応えるべく努力していく



議長 重 小 田 村 議 会 議 長 一 重 小 田 村

新年明けましておめでとうございます。

村民の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年5月の臨時会において、議員各位のご推挙をいただき、議長という大役を仰せつかりました。その責務の重さを認識しつつ、公平公正な議会運営を目指し誠心誠意努めて参りました。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行し、徐々にコロナ禍以前の日常を取り戻しつつあると感じます。

しかし、ロシアによるウクライナ侵攻により、燃料価格や原材料価格の上昇、

物価の高騰、また、気温の上昇による農・水産物への被害など村民の皆様のご日常生活に大きな影響を与えており、先の見えない不安を感じ一年であったと思います。

私たちが議会は、村民の皆様へ寄り添った存在でなければなりません。自然災害に対応した防災・減災対策、急速に進む人口減少と少子高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実など時代の変革を的確に捉え、村政の最終決定機関として、また、主権者である村民の皆様へ代わり執行機関を監視・評価し、しっかりと責任を果たして参ります。議員一丸となって期待に応えるべく、最大限の努力をして参りますので、更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年 第4回定例会

第4回定例会は、12月6日から8日までの3日間の会期で開催されました。今定例会では、村から提出された「蓬田村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案」をはじめとする議案5件、人事案件1件を審議、採決し原案どおり可決しました。一般会計は、2,629万円を増額し、予算の総額を27億1,924万円としました。特別会計は、1,319万円の増額で10億7,558万円としました。



何が決まったの？

会計名	補正金額	予算総額
一般会計	2,629万円	27億1,924万円
特別会計		
国民健康保険	163万円	4億7,560万円
介護保険	353万円	5億 538万円
後期高齢者医療	803万円	9,460万円

(千円単位四捨五入)

主な補正予算

蓬田村空家等対策の推進に関する条例の一部改正
法改正に伴う引用条項のずれが生じたことに伴い、所要の規定の整備。

条例

蓬田、広瀬地区のカーブミラー交換工事
59万円
経年劣化で危険なため更新する。



戸籍住民基本台帳委託料 738万円
戸籍、住民票、戸籍の附票にふりがなをつける。マイナンバーカードにふりがなとローマ字の表記をする。(国の全額補助)

個人住民税システム改修業務委託料

359万円

森林環境税（国税）と個人住民税を明確に区分して管理する必要があり、本システムの改修を行う。令和6年度より全国の市町村で対応が義務化される。（国の全額補助）



保健師活動、健康教室に必要なものを購入

31万円

聴診器やヨガストレッチマット、救急用品バッグ、電子血圧計などを購入する。（明治安田生命からの寄附金による）



新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金

200万円



蓬田診療所が9月4日～11月5日、11月6日～12月末日までのそれぞれの期間中に週100回以上のワクチン接種を4週間以上実施した場合、週100回以上接種した接種回数に対し、1回当たり2000円を補助する。（国の全額補助）

エアコン設置工事設計業務委託料

341万円

来年度、蓬田小学校にエアコンを設置するため設計業務を委託する。

エアコン設置工事設計業務委託料

360万円

来年度、蓬田中学校にエアコンを設置するため設計業務を委託する。



現在エアコンの設置は保健室だけ

人事案件

■教育委員会教育長の選任に満場一致で同意。
吉崎 博さん（蓬田）



■蓬田村選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴う選挙が行われ、議長指名推薦による選挙にて満場一致で同意。

選挙管理委員会委員

- 坂本孝明さん（中沢）
- 村上利男さん（蓬田）
- 田中昭一さん（瀬辺地）
- 久慈 聡さん（広瀬）
- 選挙管理委員会補充員
- 広田輝明さん（長科）
- 森 俊文さん（阿弥陀川）
- 小猿 浩さん（郷沢）
- 柿崎芳史郎さん（瀬辺地）

一目でわかる審議結果 〈12月定例会〉

	名 称	結果	賛成：反対
1	議案 蓬田村空家等対策の推進に関する条例の一部改正	可決	7：0
2	議案 令和5年度 蓬田村一般会計補正予算（第7号）	可決	7：0
3	議案 蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	可決	7：0
4	議案 蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	7：0
5	議案 蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	可決	7：0
6	議案 蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	同意	7：0

あなたの声を村政に

一般質問は、議員の日常活動と調査・研究・住民の声や自身の考え方をもとに、村長や教育長などに方針を問うものです。

議員一人当たりの制限時間は90分で、質問の回数は1つの質問につき、3回までです。



答弁する高田産業振興課長（左） 質問する森議員（右）

ページ	質問事項	質問議員
5	1. 生活排水路の整備について	森 弘美
5～7	1. 相続登記義務化について	柿崎裕二
8～9	1. 空き家バンクについて 2. 村営住宅について	川崎憲二
10～11	1. 子育て支援対策について 2. ホタテの被害状況について	乳井巖公
12～13	1. 蓬田村土地改良区事務所移転について 2. JA所有のライスセンターの改修について	吉田 勉
14～15	1. 土地改良区事務所について 2. 中沢村道踏切付近の道路拡幅について 3. 灯油の村民への助成について	坂本 豊
16～17	1. 公民館などに設置しているテレビや電話の助成について 2. 健康な体で長生きしていただくための助成金の範囲拡充について 3. 蓬田村のホタテ養殖事業の実態把握について	久慈省悟

議事録は議会事務局や村のホームページで閲覧できます。

森 弘美の一般質問

第4回定例会（12月8日）



阿弥陀川の水路を整備 できないか

（村）調査、検討する

Q

我が阿弥陀川地区は、コンビニやコンビニ等の商業施設や公共施設、そして民家が混在している。それに伴う生活排水路の整備が立ち後れており、これまでの整備を蓬田村にお願いしてきた。

しかし、国道280号バイパスの東側は村の支援によって整備されてきたが、バイパスの西側は未整備のままだ。小学校通り、Mさ

A

（高田徹建設課長）
国道280号バイパスの南側の水路とコンビニ北側の水路の計2本の水路が未整備だ。現況を確認しながらぜひ整備を進めてもらえないか。

（高田徹建設課長）
スの東側水路は、令和4、5、6年度の3年間で整備完了の予定だ。質問の2本の水路も現地を調査して検討する。



コンビニ横の水路

柿崎裕二の一般質問

第4回定例会（12月8日）



相続登記義務化の 内容は

（村）任意だった相続登記が義務化される

Q

相続登記義務化に伴い、法務局より方針が出されていると思うが、内容が把握できず不安や混乱を招いているようである。

令和3年4月、所有者不明土地等の発生予防と利用円滑化を目的として民法等の一部改正をする法律が成立し、それに伴い不動産登記法も改正し、令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されるようだ。しかも相続の義務化が施行される以前に相続した不動産も遡及して適用されるようだ。相続登記義務化の内容を説明してもらえないか。

A

（吉田聡税務課長）令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が令和6年4月1日から義務化されることとなった。

Q

何年以内に登記するかそれぞれ示されているのか

何年以内に登記をしなければいけないのか、相続登記だけでなく、所有権の登記、名義人または名称の変更の登記、それから住所などの変更の登記なども一律して同じ期間内に登記をしなければいけないのか。そういった内容は村に示されているのか。

令和6年4月1日から
3年以内

A (税務課長) 令和
6年4月1日より

以前に相続した不動産も、
相続登記がされていない
ものは義務化の対象にな
る。期限としては6年4月
1日から3年以内となつて
いる。

売買等で所有権の移転を
行ったときは、当然そこで
登記移動がかかるので、そ
れは問題ないと思う。

所有権の登記なども
3年の猶予があるのか

Q 所有権の登記とか
名義人の名称また
は変更登記、住所の変更登
記、これも同じ3年間の猶
予があるということか。

同じ期間

A (税務課長) 同じ
期間だと認識して
いる。

相続登記の義務化は施行
以前にも遡及して適用さ
れるのか

Q 相続登記義務化は
施行日以降から相
続した不動産、相続登記に
適用されるのか、それとも
施行以前の不動産、相続登
記にも遡及して適用される
のか。

施行以前でも3年間のう
ちに登記してもらう

A (税務課長) 令和
6年4月1日以前、今現在でも相続した不
動産があれば、令和6年4
月1日から3年の間に登記
してもらう形になる。

自治会名義で登記したも
のはどのように適用され
るのか

Q 相続登記の義務化
に伴って、個人の
所有以外、例えば連名地登
記、それから入会林野の登

記不動産、法人格を有する
自治会名義での登記したも
のにはどのように適用され
るのか。

A 自治会名義の所有財産は
相続ではない
自治会名義の所有財産は
相続ではない

自治会名義の所有財産は
相続ではない

Q 法人登記で登記さ
れ、当時の自治会
長など名前がある方の名義
で他100名で登記してい
るものであれば、所有者
は他100名の所有者で
あると解釈するように私は

A (税務課長) 入会
林野等の共有林の
相続財産には、連名である
個々の相続分をみの相続登
記を行う必要がある。各自

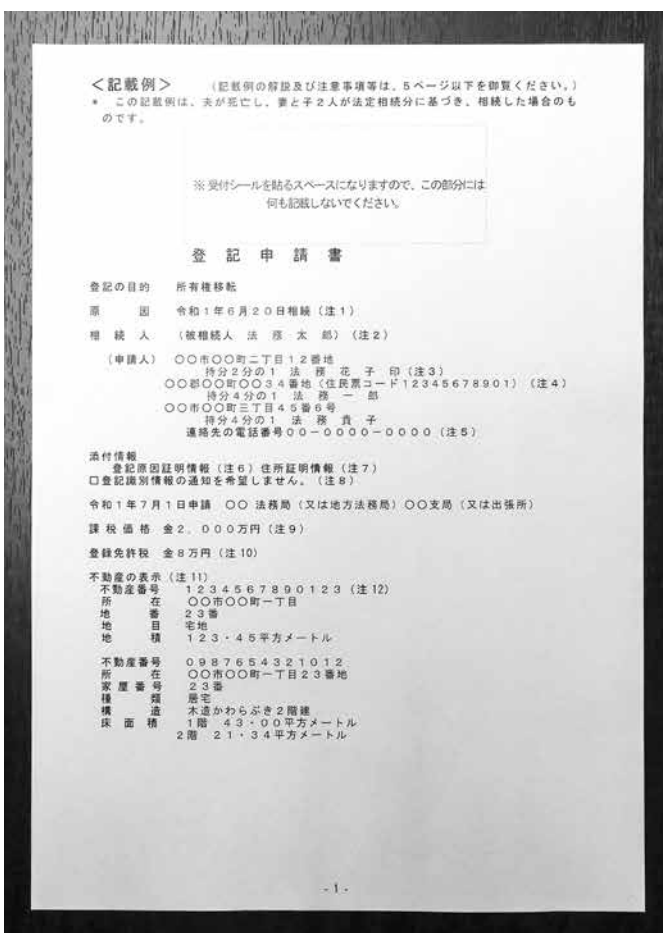
登記は問題ないか

自治会名義の所有財産は相続
ではないので、そのまま
いいと思う。

登記は問題ないか

Q 問題ない
問題ない

A (税務課長) 問題
ないと思う。



法務局のホームページからダウンロードした登記申請書の記載例

相続登記しなければど
んなペナルティーがあ
るのか

Q 相続登記をしなけ
れば何かしらのペ
ナルティーが法務省から課
されるようだ。どのよう
なペナルティーが適用され
るのか。

正当な理由がなければ課
されるが登記官の判断に
よる

A (税務課長) 正当
な理由が5項目ほ
ど出されており、その中に
該当するものであれば、登
記できない場合でも可能だ
ということ、その登記を
行わない正当な理由が無く
過料が課せられる場合は、
登記官が判断をするので
今の段階では何とも言え
ない。

10万円以下の過料

A (税務課長) 正当
な理由がないのに
相続登記をしない場合は、
10万円以下の過料が課され
る可能性がある。

決定事項か

Q これは決定事項な
のか。

空き家や土地を相続放棄
すると村や国への帰属は
可能か

Q 近年、蓬田村でも
相続登記をされな
いまま家屋の放置が目立
ち、増え続けている。空き
家や土地を相続放棄すると
なるか、村または国へ帰属
させることは可能なのか。

相続登記国庫帰属法がある

A (税務課長) 相続
した不要な土地を
国庫に帰属させることがで
きる、相続登記国庫帰属法
が令和5年4月27日から開
始されている。相続等に
よって土地の所有権を取得
した者が法務大臣の承認を
受けて、その土地の所有権
を手放して国庫に帰属させ
ることができると制度であ
る。簡単に言うと、相続し
た不要な土地の所有権を国
に返すことができる制度
だ。ただし、土地に限る。
対象となる土地も規定され
ている。相続土地国庫帰属
法では、土地の所有権を国
に帰属させてしまえば管理
義務は発生しないが、その
代わり管理費として負担金
を支払う必要がある。ま
た、相続放棄は自己のため
の相続の開始があったこと
を知ったときから3か月以
内に裁判所に申出をする必
要がある。相続放棄には、

放棄した者による管理責任
が規定されている。つま
り、相続放棄をしたら相続
財産を一切管理しなくても
いいというわけではない。
その管理義務からも解放さ
れたいのであれば、相続
財産管理人の選任をすれば
国庫に帰属できる可能性は
ある。

要件は何か

Q 帰属に対する要件
は何か。

A (税務課長) 要件
は、その土地にま
ず建物が建っていない状
態。その土地が争いの対象
となっていない土地。その
土地の下に埋没されている
ものがない状態。土壌が汚
染されていない状態。それ
と境界が明らかである、そ
の土地の所有権の存在が
はっきりしているものだと
認識している。

要望

義務化を令和6年4月1
日からするのは村民の方
も頭にはあるものの、やは
り内容が不明なので不安を
相当あおっていると思う。
今のこの段階で土地を帰属
させるための条件、ペナル
ティーが課される可能性も
あること、それから何年以
内に届けなければいけない
期限があるなどの内容を村
民にしっかり告知して安心
してもらおう。また、登記も
滞りなくやってもらおうとい
うことで回覧板なりいろん
なもので告知する必要があ
ると思う。速やかに実行し
てもらいたい。



川崎憲二の一般質問

第4回定例会 (12月8日)

空き家バンクへの登録 問い合わせがあるか

(村)2件の問い合わせがあった

Q

村では、10月5日に県宅地建物取引業協会と蓬田村空家等対策の推進に関する協定が締結された。村のホームページでも空き家バンク情報を見られるようになっている。

現在、その登録等への問い合わせがあるのか。

A

(稲葉正明総務課長) 空き家バンク設置前に1件、設置後に1件、合わせて2件の問い合わせがあった。うち1件は、所有者と登録について話を進めている。

村民、所有者へ
どう周知するのか

Q

ホームページには載せていても、私

を含め村民や住宅地所有者でまだまだ分からない人が多数いると思われる。村内、また所有者への周知はこれからどうしていくのか。

広報や回覧で周知する

A

(総務課長) 今後、広報や回覧での周知を考えている。

自治会の会合で
説明できないか

Q

自治会、近隣の地域住民等と情報を共有しながら対応してもらいたい。自治会等の会合で説明できないか。

説明していききたい

A

(総務課長) 自治会に会合があった際は、空き家バンクについて説明していききたい。

要望

グリーンタウン等でも、土地を購入してまだ住宅が建っていないところが何区画かある。その区画を手放したい人もいるので、そういう人たちの意見も聞いて、空き家バンクを活用できるように推進してもらいたい。

危険空き家は
増えているか

Q

村内で以前、危険な空き家の調査をしていたが、それ以降、増えているか。

経年により増えていると
思われる

A

(総務課長) 前回の調査での空き家の数は139件だった。その後は調査をしていないが、経年により件数が増えていると思われる。村では、対策として解体費補助金を出している。令和3年度が4件、令和4年度が2件、令和5年度がこれまでに3件の実績となっている。迷惑となっている場合は、文章等で通知していききたい。

特定空き家の対処法は

Q

特定空き家の中で雪が降ったときに道路に屋根から雪が落ちたり、屋根も崩れそうなどもある。そういうところが急に壊れた場合、どのように対処するのか。

管理している方へ
通知する

A

(総務課長) 危ないところには、随時文章等で管理している方へ通知していききたい。



村内の空き家

村の団地の入居状況は どうなっているのか

(村)空きがある

Q よもつと団地、宮本団地、戸建ての現在の入居状況はどうなっているのか。

A (建設課長) 令和5年12月1日現在、よもつと団地は50室中48室入居、宮本団地は30室中24室入居、戸建て住宅は4室中3室入居である。

**空き情報は
どう発信しているのか**

Q 村営住宅の空き情報の周知はどのように発信しているのか。

**空き情報は
公開していない**

A (建設課長) 現在いずれの住宅も空きがあり、随時申込みを受付しているので、改めて空き情報の公開はしていない。今後、満室になったときにはホームページ等でお知らせは必要と考えている。

**ホームページで
発信してもいいのでは**

Q よもつと団地は、他町村の方からも空いているか聞かれることがある。ホームページ等で空き情報は発信してもいいのではないか。

公表できるか検討したい

A (建設課長) 公営住宅の入居は公募が基本である。ただ、村の住宅は空きがあるので、随時受付をしているが、空き状況をホームページ等で公表できるか検討したい。

収入超過の世帯はあるか

Q 低所得者向けの住宅では、今回、収入等で該当しなくなる世帯はあるのか。

**いるが、相談しながら
対応を決めている**

A (建設課長) 入居収入基準を超えている方はいる。基準を超えた場合は、公営住宅法にのっとり収入超過者認定を行い、通知書を送付している。基本的には明渡ししてもらうように努めてもらうが、様々な事情もあるので、相談しながら今後の対応を決めている。

**所得制限の改正は
しないのか**

Q 以前よもつと団地から、収入の超過で夫婦と子供が村外に引っ越したケースがあった。そうなる人口も減るし、今相談されている方にはできない限り村内に残れるような対応をしてみたい。

A 国では最低賃金を上げ、所得向上を進めている。それに伴い、入居条件の所得制限も改正しなければならぬのではないかと。

改定の予定はない

A (建設課長) 入居収入基準額は公営住宅法施行令で決まっている。国では、住宅困窮者に対して公平の確に供給することができるよう、平成21年4月に収入月額20万円以下から15万8000円以下に改訂になったが、今後の改訂の予定はまだ出ていない。

**条件の緩和を
要望できないか**

Q その金額は個人的には時代には沿わないと思うが、基準が高いと競争倍率が激しくなり、最も入りたい人が入れないという状況で下げたということだ。ただ、村としてはやはりそこまで下げても埋まらないという状況があるので、できれば県や国に条件の緩和などを要望できないか。

**公営住宅法にのっとり
いるのでできない**

A (建設課長) よもつと団地、宮本団地に関しては公営住宅法にのっとり住宅なので、そこは曲げることはできない。ただ、収入基準額のない住宅も今後必要と考えるので、財政状況が許すのであれば、今後計画していきたい。



にゅう い つよ ただ 乳井巖公の一般質問

第4回定例会 (12月8日)

具体的な子育て支援を 考えているのか

(村)現在検討している



令和5年度の蓬田小学校新1年生 (14名)

Q 国では、次元の異なる少子化対策を掲げ、こども・子育て政策の強化に取り組んでいる。県でも青森県子ども・子育て世帯応援金として、18歳までの子供たちに1人当た

り3万円の支給を開始している。さらに政府内では、低所得世帯の子供に対して5万円の上乗せに向けて調整中というような報道もあった。
当村の出生数がここ数年

一桁で推移している。これまでとは異なるいろいろな子育て支援対策が必要と思うが、村として何か今現在、具体的な支援や対策を考えているのか。

A (高谷久美子健康福祉課長) 現在、3歳未満の保育料の無料化や保育園の給食費の無料化、子育て祝い金等について他市町村の状況なども確認して、財源も併せて検討しているようだ。

Q 祝い金の支給はできないか

小学校、中学校及び高校の入学時に祝い金を支給している他市町村が多くある。当村では祝い金の支給はできないのか。

A (健康福祉課長) 入学祝い金について

A (健康福祉課長) 現在検討している

ても、同じく他市町村の状況などを確認し、財源と併せて今現在検討している。

高校生へ
通学支援できないか

Q まだ決定したものではないと思うが、来年度以降、電車通学、バス通学に際して定期券の増価等も話が聞こえてきている。高校生の通学支

A (健康福祉課長) 子育て支援策は、現在村としてもいろいろ考えている段階なので、決まったら示していきたいと考えている。

援として定期券等への助成はできないのか。

支援策が決まったら示していく

修学奨励金の利用者数は

(村)今年度は7人

Q 当村の修学奨励金貸与基金事業の今年度の利用者数は何人か。

A (木村伸一教育課長) 今年度は全体で7人、新規で4人に貸与している。

延滞はあるのか

Q これまでに延滞等の事例はあるのか。

3人が未納

A (教育課長) 現在3人が未納となっている。

事業内容の見直しはしているのか

Q

この奨学金の事業が始まって35年が経ち、単価、返済手法、返済期間を見直してもいいときに来ていると思うが検討はしているのか。

現在は考えていない

A

(教育課長) 今現在は考えていない。今の状況は、月額2万円年間36万円を1年間貸し付けている。それを4年間。そして、卒業してから大体8年間で返してもらう形になる。当然返すのは本人が基本だと思う。今現在であれば大体月1万円の返済だが、これを上げて月2万、3万円返していくとなると、どうしても生活上支障があると思う。今後他町村の状況を見ながら検討はしていきたい。

村のホタテ稚貝の被害状況は

(村)へい死率は3から5割



1月18日、漁協の役員の皆さんに状況を聞く (関連記事P18)

Q

今年度、夏場の高温の影響で稚貝が随分へい死しているというような報道が湾内全域で確認されている。当村におけるホタテ稚貝の被害状況、どのような状況か。

A

(高田一憲産業振興課長) 現在の蓬田村でのホタテ稚貝のへい死率は、3割から5割と村漁協より報告を受けている。

親貝育成に向けた支援が必要ではないか

Q

3割から5割と、個人差が相当あるのかなとは思っている。親貝がなくて稚貝が取れない、さらに夏場の高温による被害を受けていることもあるので、村の全漁業者がさらなる親貝の育成に向けた支援が必要ではないか。

全面的に協力体制のもと施策を進めたい

A

(産業振興課長) 県をはじめ、様々な関係機関が対策を検討している。その内容を把握しながら、村としても全面的に協力体制の方向で施策を進めたい。

要望

地まきホタテの放流事業や親貝の助成を村で行っているのは承知しているが、幾らかでも上乘せして安心して親貝が育てられる状況になるよう支援をしてほしい。



吉田 勉の一般質問

第4回定例会（12月8日）



役場内にある土地改良区の事務所

土地改良区の事務所の移転を どのように考えているか

（村）村内の空き店舗などを検討してほしい

Q 私は、土地改良区
の事務所移転につ

いて、積極的に支援するも
しないも村長の考え方一つ
だと思っている。

だからこそ、昨年、新庁
舎が完成したら空けてくだ
さいと改良区が最終通告さ
れて以来、改良区の役職員
の中で大きな混乱が生じて
いる。行政の協力なしでは
移転先を決めることができ
ないのには目に見えているの
に、会議のたびに移転先は
どうしようかという話にな
っている。この不安を取り
除くため、村長には移転
に積極的に取り組んでほし
いと考えるが、現段階での
村長はどのように考えてい
るのか。

A （総務課長）蓬田
村土地改良区か

ら、新庁舎かふるさと総合
センターへ土地改良区の事
務所を移転したいと要望が
あったが、両施設とも事務
所を使用する面積が含まれ
ていないことから、お断り
をしている。事務所の移転
場所は、土地改良区で村内
の空き店舗等を検討しても
らいたい。

村長の考えは

Q 村長の考えを聞き
たい。

**明け渡すよう
お願いしている**

A （久慈修一村長）
公共的団体の建物は
自分たちが負担をして管
理運営していくのが原則
だ。決して嫌だからでなく
て、新しい庁舎に無償でス
ペースを取って入れるとな
ると、当然国のお金が入っ
て建設しているので、村が

会計検査院から、その部分
を返還してくださいという
ペナルティーが来ると私は
思っている。

私は積極的に空き家、空
き地を活用する方向で検討
していきたい。公式のもの
ではないが、具体的に土地
改良区の理事長さんに提案
したところもある。今後、
その検討に当たって議会も
入って検討してできればな
と思っている。

要望

移転を土地改良区に完全
に任せるとなれば、最終的
には農家の賦課金の値上げ
につながると思う。今、資
材費、肥料農薬、そして燃
油の高騰のため農家は大変
苦境にあえいでいる。その
中でさらに賦課金の値上げ
となると、農家にとっても
大変な事態になるので、
助成なり補助をお願いし
たい。

ライスセンターの所有権は 農協から村に移ったのか

(村)令和6年4月で進めている



青森農協所有のライスセンター（令和5年9月26日撮影）

Q

3月議会で改修に当たっての第一の問題点として所有権の移転が挙げられたが、所有権は村に移ったのか。

A

（産業振興課長）
年度途中での所有権の移動は、指定管理建物共済等の影響があることから、節目である令和6年4月から村に所有権を移すことで青森農協の理解を得ながら進めている。具体的には、令和6年の3月議会に青森農協所有旧ライスセンターの用地の取得に関して提案、議会承認後に村への所有権移転手続をし、令和6年4月から村の所有とすることを予定している。

Q

改修に向けた今後のスケジュールは

令和5年3月議会の段階で、村長は、蓬田村農協なら助成もできるが、広域合併したら青森農協では利益の還元という点で問題がないかという答弁をした。しかし、村の農家のライスセンターの利用率を考えると、やらざるを得ないのが実情ではないか。今後の改修に向けたスケジュールはどうなっているのか。

A

順調に進んだものとして令和7年秋の完了を目指す

（産業振興課長）
村の考え方としては、来年度4月から村に所有権を移すという計画の中で、現在、来年度当初予算編成に取りかかっている。財源の確保等について具体的に進めている。また、その財源の確保、議会での承

認等が順調に進んだものとしての改修スケジュールは、令和6年度4月中の発注から令和7年度秋までの完了を目指し、順次進めていくこととしている。なお、令和6年産米には、改修事業による影響がないよう配慮した中で進められる。



坂本 豊の一般質問

第4回定例会 (12月8日)

海の情報館を土地改良区事務所にできないか

(村) 目的外使用で許可されない

Q

役場庁舎に現在ある蓬田村土地改良区事務所が新庁舎完成後には移転をしなければならぬ。どの辺が事務所として適当か考え、玉松海水浴場そばの海の情報館が事務所にもなり得るような感じかしているが、できないのか。

県と協議したのか

Q

村では年間、以前は70万円ぐらいの管理費で運営出来ていると思うが、事務所が入ると管理も兼ねてできることにもなると思うが、実際具体的に協議した結果なのか。

A

(産業振興課長) 県と村で取り交わしている協定書では、海の情報館は海岸利用者の利用に供し、観光レクリエーション等、地域振興に資することを目的に運営されることとなっている。土地改良区が事務所として海の情報館を利用することは目的外使用に当たり、現状利用許可はされないものと考えている。

問い合わせる段階にもない

A

(産業振興課長) 具体的に土地改良区事務所として使えるのかどうかという問い合わせはしていない。ただし、これまでの目的がある建物に対して目的外使用となるものに対しては、もう既に相談する段階ではないと私の判断である。

とにかく交渉してみてもらえないか

Q

課長の考えは分かるが、とにかく交渉してみてもらえないか。交渉した結果、門前払いになればまた別の手を考える。

問い合わせはしてみる

A

(産業振興課長) 議員からの要望といつことで、問い合わせはしてみる。

要望

議員としてではなく、蓬田村の農家全員の意向であるのでお願いしたい。

中沢の村道のきついカーブを緩くできないか

(村) 実施の可否含め検討する



バイパスから中沢の踏切を渡り右折してさくらパークまでの村道

Q 中沢の踏切をバイパスから東側へ渡ったところで、右折をしてさくらパークに行く道路は、カーブがちよっときついので、住民から土地を買収して広くしたり、カーブをなくすことができないかという要望が出されている。検討してもらえないか。

A (建設課長) このカーブを緩くするためには、用地買収も必要になる。今後、実施の可否も含め調査し検討する。

買収の交渉をしてもらえないか

Q この道路は、昭和58年モデル事業として拡幅した道路だが、どうしても用地買収に依拠してもらえず、カーブが残ってしまった。その付近の道路を拡幅するために、さらに後日、用地買収をして少し広くした、がカーブ自体が

直らないので住民から何とかしてもらえないかということだ。当時は買収ができなかったが、相続人の方と交渉すれば、カーブをなくすための用地買収に依拠してもらえる可能性はあると思うので、買収の交渉してもらえないか。

実施の可否を含め検討する

A (建設課長) 他の事業との兼ね合いもあるため、今後、実施の可否も含め、調査検討したい。

灯油の無償配布をする計画はあるか

(村) 考えていない

Q 灯油の価格も上がっている。住民に福祉灯油、無償配布の助成を行う計画はあるのか。

A (総務課長) 村では、物価高騰対策として低所得者世帯に1世帯3万円の給付、子育て世帯応援金として児童1人につき3万円の給付、低所得者世帯及び子育て世帯を除いた全世帯に、灯油の助成を含めて1世帯3万円を給付することになっている。灯油の助成は考えていない。

3万円の給付とは別に灯油の助成もしてもらえないか

Q 以前、灯油券を発行して1世帯40リッターほど配布した経緯がある。3万円の給付と合わせて、灯油だけの券をまた配布してもらえないのか。

A (総務課長) 3万円の給付は、食品等の高騰やエネルギー、灯油の高騰等も含まれて3万円の給付をしているので、灯油の助成は考えていない。

以前のようになると予算はいくらかかるのか

Q 灯油を以前のようにならせば40リッターくらい配分する予算は幾らくらいかかるのか。

450万円ほどかかる

A (総務課長) 全世帯で40リッターを配布の助成をするとなれば、450万円ほどかかる。

要望

ほかの町村でもこの福祉灯油が話題になっている。景気が悪い、年金も上がらない、物価がものすごく高くなっているこの時代に、福祉灯油を村が率先してやるのは村民に大いに歓迎されることと思うので、ぜひ実施してもらいたい。



久慈省悟の一般質問

第4回定例会（12月8日）

公民館や集会所のテレビや電話は 村が管理できないか

（村）故障していたら各自治会で直してほしい



広瀬公民館にあるテレビ、公衆電話

Q 災害発生時には避難場所となる自治会の公民館や集会所のテレビや電話は、災害状況や緊急情報を見たり、やり取りをするために不可欠なものだ。故障していたら直しておかないといけない。いつでもそういうときに備えて万全な体制を取る必要がある。そういう箇所がある場合は、災害本部である村からの助成はできないか。

A （総務課長）各自治会の公民館や集会所に設置されているテレビや電話は、自治会所有のものなので、各自治会で故障したら直すものと思う。テレビの購入は、助成事業があるか調査して検討する。

テレビや電話など不具合がないか確認してもらえないか

Q 現在、公民館などに設置しているテレビは、以前、教育委員会からの寄贈と聞いている。ただ、やはり公民館や集会所、消防屯所のテレビや電話も、緊急時に避難する場所とか連絡しなければならぬところで正常に働いているものか、やはり災害本部である村が把握しておくのは必要なのではないかと思う。

改めて集会所や消防屯所等、不具合がないかを確認してもらえないか。

よい助成事業を見つけて検討したい

A （総務課長）以前に寄贈したテレビは教育委員会ではなく、村で寄贈したと思われる。屯所等、また公民館、集会所にテレビ、電話等の助

成にはよい助成事業を見つけて検討していきたい。

住民の健診への助成の 拡充が必要では

(村)財政と協議、検討する

Q 青森県では短命県返上を「マーシャル」している。住民には健康な体で長生きをしてもらいたい。胃がんの原因となるピロリ菌等への助成のほかに、脳ドックなどにも助成金の拡充が必要ではないか。

村長の考えは

Q 働き盛りの男性が急に亡くなると、残された家族の生活の維持も難しくなってくる。また、そうした年代の女性が亡くなられても、残された旦那さんや子供たち家族の困窮を考えると、村民にはそうした悲痛なことのないように生活をしてもらいたいと思う。村長はどのように考えているのか。

A (佐藤一仁住民課長) 近隣、青森市、平内町でも国保会計でのドックを実施している。40歳以上が該当で、脳ドックの費用は1人当たり、医療機関によるが約1万8000円から3万円が必要となる。国保事業の補助金や交付金はなく、村単独費となる。今後は財政と協議しながら検討していきたい。

A (村長) 村自身も病気になる、常に検診が必要だといつも考えている。村の助成として国保でやる、それから社保に

まずは計画をきちんとした上で進める

は社保の制度があるし、ただやみくもに助成するわけにはいかない。病院によっては単価も多分検査の内容も違うと思うので、再度検討しながら、村自身も含めて前向きに検討させてもらいたい。

要望

以前、私が脳外科で診てもらったら、個人負担は1万円だった。その1万円を全額でなくても50%の補助でもして健診を受けやすくする環境をつくっていくことが必要だ。ぜひ検討してもらいたい。

村のホタテの状況は 把握しているか

(村)へい死率は3から5割

Q 昨年、一昨年前、稚貝不足から何割も少ないのしの本数と聞いている。値はよかつたが、決してよい年ではないと思う。今年も稚貝が十分だったが、入替え作業で確認済みということ、約3割から5割のへい死が発生しているという。深いところにも多くのしを持つている方は、へい死も少ないと

思うが、浅いところに多くのしがある方は、へい死も多いはずと思う。そして、県漁連が県に対して、成貝確保のために助成を要望していることや、へい死の状況についてテレビでも報じられている。我が村のホタテの状況を把握しているのか、また、どんな対応を考えているのか。

A (産業振興課長) 現在の蓬田村でのホタテ稚貝のへい死率は、3割から5割ということで村漁協より報告を受けている。今後の対応として、県での支援策、被害関係市町村間でのバランス、村漁協を中心とした関係機関との話し合いの中で、具体的に進めていきたいと考えている。



1月18日漁協へ視察

A (村長) 村自身も病気になる、常に検診は必要だといつも考えている。村の助成として国保でやる、それから社保に

蓬田村のホタテ貝へい死状況を調査

(令和6年1月18日：蓬田村漁業協同組合)



議員7名、蓬田村漁業協同組合福井組合長以下7名参加



小鹿議長

実際に作業している漁業者の声ということで漁協の役員の皆さんからそれぞれ現状をうかがいました。個

令和6年1月18日、高水温による稚貝のへい死等が報道されている中で、村のホタテの現状を知るため、蓬田村漁業協同組合に伺いました。



福井代表理事組合長

陸奥湾全体の危機、ホタテ産業を継続していけるのか

(福井代表理事組合長)

人差はあるものの、例年比で成貝1〜3割減、半成貝3〜5割減になるだろうとの見込みでした。また、北海道の貝が余っているため青森県にも影響があり価格が低くなるだろうと予想されているそうです。議会からは、自然災害と言えるこの状況の中で今後

どうしていくのか対応策について質問がされました。水産総合研究所での原因究明を基に良質な大きい貝をつくっていくため模索しているところだそうです。良質な母貝の確保が重要なので、成貝を養殖して進めていかなければいけないと考えているそうです。



福田副組合長



柿崎副議長



久慈議員

村の基幹産業を守るため議会として出来ることを検討していく

(蓬田村議会)

また、海水温の低い沖合に稚貝をまく試みをしたり、海環境を良くするためにアマモを育てることもしているそうです。持てる技術を総動員して試行錯誤している漁業者の皆さんを応援していきたいと思えます。



古川理事



吉田議員



村上理事

令和5年 第7回臨時会

11月30日に開催されました。
議案13件を審議し、原案どおり
可決しました。

条例改正

青森県人事委員会からの職員給与等に関する報告及び勧告に鑑み改正する。

- 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部改正
- 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部改正
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

蓬田村職員の給与に関する条例の一部改正

・期末手当の支給割合を改める。(職員0・05月分の引き上げ、再任用職員0・25月の引き上げ)
・勤勉手当の支給割合を改

める。(職員0・05月分の引き上げ、再任用職員0・25月の引き上げ)
・各給料表を改め、給料月額を引き上げる。

反対討論

●蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部改正他

●坂本 豊
一般の労働者がまだこの不景気の中、賃上げ

がされていない中、議員、特別職、村長、副村長及び教育長の期末手当の引き上げはおかしいのではないかと思われますので反対します。

●久慈省悟
蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部改正

●私には地域住民の所得向上の裏付けがないという理由から反対してきました。このたびもそういう裏付けがない以上は反対します。

■蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正

■蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正

令和6年4月1日からフルタイム・パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を年間1・95月分支給する。

契約締結事項の変更

■蓬田村新庁舎等建設用地造成工事請負契約の締結事項の変更

契約金額
1億2320万円↓
1億2443万3100円

工事の変更内容

- 1、玉松台流用土砂に混入していたごみ等を取り除くため軽作業員を補充したため。
- 2、設計路床を流用土砂で28センチメートルを盛り土したため。

補正予算

会計名	補正金額	予算総額
一般会計	583万円	26億9,295万円
特別会計		
国民健康保険	25万円	4億7,397万円
簡易水道事業	13万円	1億413万円
介護保険	32万円	5億185万円
後期高齢者医療	20万円	8,657万円

(千円単位四捨五入)

青森県人事委員会からの報告及び勧告を鑑み、期末手当及び勤勉手当等の支給割合の引き上げと再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げをする。また、各給料表を改め、給料月額を引き上げる。

- 一般会計
- 国民健康保険特別会計
- 簡易水道事業特別会計
- 介護保険特別会計
- 後期高齢者医療特別会計

一目でわかる審議結果〈11月臨時会〉

	名 称	結果	賛成：反対
1	議案 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部改正	承認	5：2
2	議案 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部改正	可決	5：2
3	議案 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	可決	5：2
4	議案 蓬田村職員の給与に関する条例の一部改正	可決	7：0
5	議案 蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正	可決	7：0
6	議案 蓬田村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正	可決	7：0
7	議案 工事請負契約締結事項の変更について	可決	7：0
8	議案 蓬田村一般会計補正予算(第6号)	可決	7：0
9	議案 蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)	可決	7：0
10	議案 蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決	7：0
11	議案 蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	可決	7：0
12	議案 蓬田村介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	7：0
13	議案 蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決	7：0

令和5年 第8回臨時会

12月21日に開催されました。
議案13件を審議し、原案どおり
可決しました。

条例改正

■蓬田村国民健康保険税 例の改正

可決（賛成7 反対0）
軽減額の訂正と国保税の
免税措置、関連内容の整備

補正予算

物価高騰対応重点支援給付金 2692万円

非課税世帯に 1世帯7万円給付

低所得者世帯を支援。令和5年12月1日に蓬田村に住所があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割
が非課税である世帯が対象。1月末からの給付を予定。

物価高騰に直面する低所得者世帯、子育て世帯、事業者等を支援する事業が計上されました。

会計名	補正金額	予算総額
一般会計	4,294万円	27億6,217万円
特別会計		
簡易水道事業	-	1億 413万円

(千円単位四捨五入)

物価高騰対策入学準備金 380万円

小・中学校入学予定の 子ども1人10万円給付



令和5年度蓬田小学校入学式

12月定例会の一般質問にもあった祝い金。子育て世帯の支援。令和6年3月1日に蓬田村に住所があり、令和6年4月に小学校、中学校に新1年生として入学予定の子どもを養育している方が対象。

物価高騰対策事業者支援金 402万円

村内事業者 に経済支援 1事業者5万円給付

物価高騰対策水道料金減免事業 820万円

水道料金 1、2月分無料

皆さんの声をお聞かせください

村民の皆さんに伝わる広報、広聴広報の誌面作りを目指し、ご意見、ご要望をお待ちしております。

青森県蓬田村議会 広報編集委員会

委員長：坂本 豊
副委員長：川崎憲二
委員：吉田 勉
委員：乳井厳公

電話 0174-27-2111
(内線900, 901)

◀◀ 傍聴をお待ちしています ▶▶

村政の主役は、村民のみなさんです。議会だよりでは、スペースの都合上、要約してありますので、村の今とこれからをよく知るには、臨場感のある傍聴がイチバン！

3月定例会は、3/5開会予定です。役場2階でお待ちしています。

編集後記

2024年というゴロの
良い数字は大好きです。しかし、1日に起きた能登半島の大地震には驚きました。縁起の良いお正月にこれほどの災難が起きるとは夢にも思いませんでした。多数の犠牲者と被災者にお悔やみとお見舞いを申し上げます。私たちにできることは耐震構造の建物にすることや津波に備えることしかありません。でも個人的には費用がかかり容易ではありません。心配なのは南海トラフ地震です。30年以内に必ず起きると予測されています。犠牲者は32万人とも言われています。命を守るための対策は個人ではなかなか持続することは簡単ではありません。何時起きるのか予測ができません。

(坂本 豊)